

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外265名

被告 国 外1名

訴訟進行に関する意見書

2018年5月24日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
外

記

1 被告日本原電は基準地震動に関する主張を速やかにするべきである。

(1) 被告日本原電は、設置変更許可申請において、これまでの基準地震動を変更して申請している。原告は、基準地震動の定め方に合理性が見られず、それは新規制基準においても同様であり、依然として不合理であるので、東海第二原発の安全性は確保されない旨の主張をしている。

これに対して、被告日本原電は、設置変更許可申請における具体的基準地震動の定め方を主張し、原告に対する反論をするものと思われるが、未だにその主張をしていない。

(2) 被告日本原電は、前回の進行協議において、基準地震動について原子力規制委員会から未だ補正を求められるかもしれないこと、基準地震動は耐震設計とともに主張するものであることを理由に、速やかな主張をなすことを拒

んでいる。

しかし、以下の点から被告日本原電の主張は理由がなく、被告日本原電は速やかに基準地震動に係る主張をすべきである。被告日本原電の訴訟進行に関する姿勢は、いたずらに審理を引き延ばすことにほかならない。

第一に、人格権侵害の有無の審査対象とされる基準地震動は、被告日本原電がどのような考え方で基準地震動を検討し、具体的にどのような基準地震動を設定しているかであって、これは、被告日本原電の設置変更許可申請内容である。その申請について、原子力規制委員会の判断が無ければ本訴において主張できないという関係に立つものではない。

第二に、東海第二原発の基準地震動に関する審査はほぼ終わっており、被告日本原電が本訴においてそれに関する主張した後に大幅にその主張を変更する事態は考えられない。すなわち、平成30年4月11日第2回原子力規制委員会の配布資料3「原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について」(末尾添付) <https://www.nsr.go.jp/data/000226746.pdf>

の別紙4によれば、東海第二原発の地震動（地下構造、震源を特定して策定する地震動、震源を特定せず策定する地震動、基準地震動）は、おおむね審議済である。

第三に、基準地震動が定められたのちに耐震設計が検討されるのであり、基準地震動と耐震設計を同時に主張しないと主張が出来ないということは絶対にありえない。被告日本原電の弁解は、耐震設計を満たすように基準地震動を定めるかのような弁解にも聞こえ、仮にそうだとすると、到底認めることのできない方法で原発の耐震安全性を求めていることになる。そのような弁解をするとは思えないので、被告日本原電は、訴訟を遅延させるために基準地震動に係る主張をしないと弁解しているとしか考えられない。

(3) 被告日本原電は、本件原発の基準地震動に関する主張を速やかにすべきで

あり、これを拒否することは、いたずらに訴訟を遅延させるものであって、信義誠実の原則（民事訴訟法第2条）に反するものである。